

漁 港 施 設 農地・農業用施設 山 林 施 設 海 岸 施 設 の復旧を支援します



■漁港・海岸施設の復旧を支援します

3

＜特例措置＞

- ① 漁港、海岸等の復旧を国又は県が被災
地方公共団体に代わって実施する代行制
度を創設しました。

6

※ 地すべり防止施設、治山施設も同様に適用されます。

- ② 漁業集落排水施設の復旧を高い補助率
で実施できる制度を創設しました。

8

※ 農業・林業集落排水施設にも同様に適用されます。

■農地・農業用施設の復旧を支援します

10

＜特例措置＞

- ③ 排水機場が復旧するまでの間、農地を
含む地域の排水を緊急的に行います。
- ④ 除塩事業を創設しました。
- ⑤ 災害復旧と併せて行う区画整理等に
激甚法と同等の嵩上げが適用されるこ
ととなりました。
- ⑥ 土地改良事業の開始手続きを簡素化
しました。

11

12

14

15

■山林施設の復旧を支援します

22

漁港施設、農地・農業用施設、 山林施設、海岸施設 の復旧を支援します

＜事業内容＞

○ 災害復旧事業

地震、津波により被災した農林水産関係土木施設の災害復旧を実施します。

「公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法(負担法)」
に基づく事業

漁港、海岸、
地すべり防止施設、
林地荒廃防止施設

「農林水産施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律(暫定法)」に基づく事業

農地、農業用施設、林道等

○ 災害関連事業

災害復旧事業を実施するのみでは、再度災害の防止に十分な効果が期待できないと認められる場合に、これと併せて構造物の強化等を実施します。

漁港・海岸施設の復旧 を支援します

＜対象施設＞

漁港施設
【負担法】

基本施設

- 外郭施設（防波堤、防砂堤、護岸等）
- 係留施設（岸壁、物揚場、船揚場等）
- 水域施設（航路、泊地）

機能施設

輸送施設（鉄道、道路、駐車場、橋等）

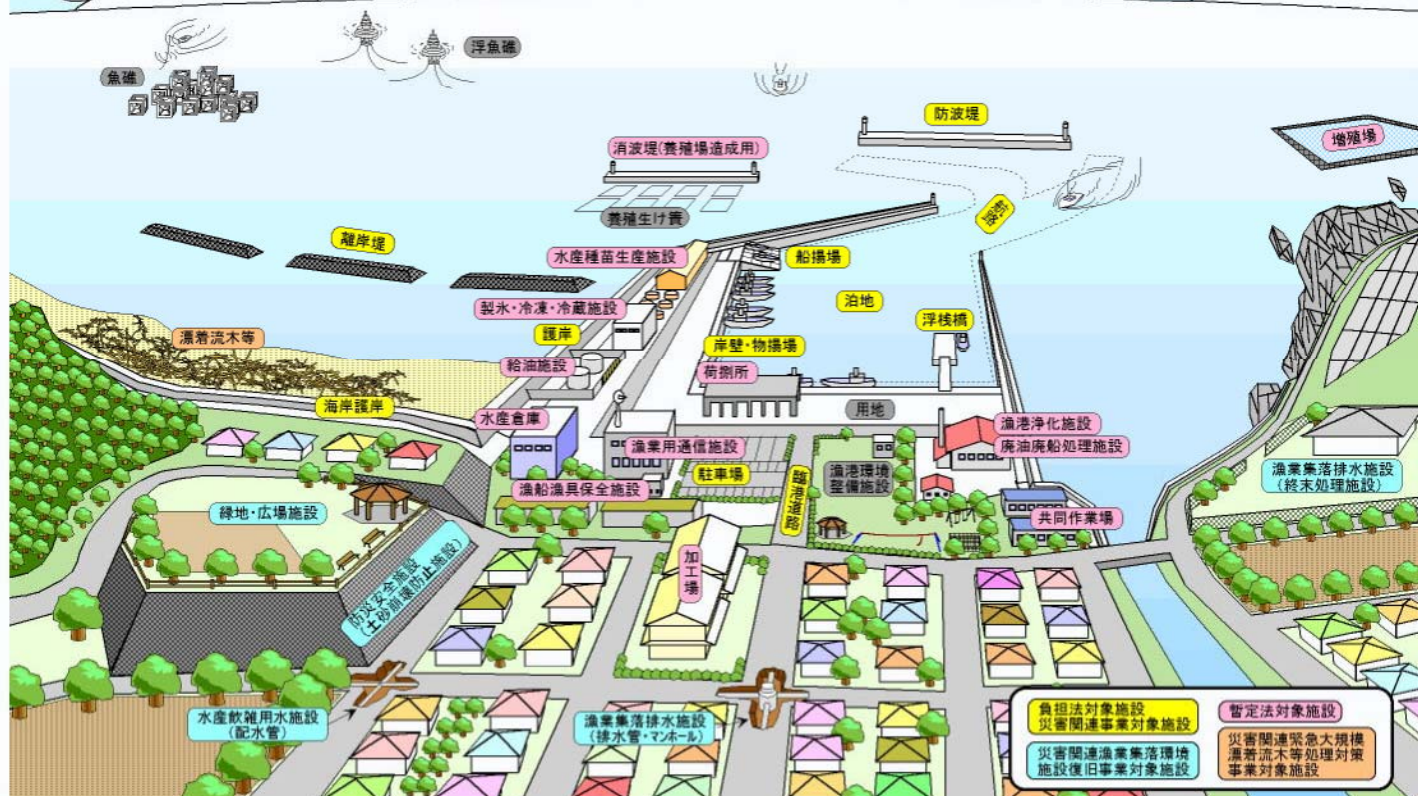
漁業用施設
【暫定法】

沿岸漁場整備開発施設（消波堤、離岸堤等）

漁港施設（漁業の根拠地となる水域及び陸域内で
かつ、水産業共同組合の維持管理に属
するもの）

海岸施設（堤防、護岸、突堤等）
【負担法】

水産関係土木施設等災害復旧事業の概念図

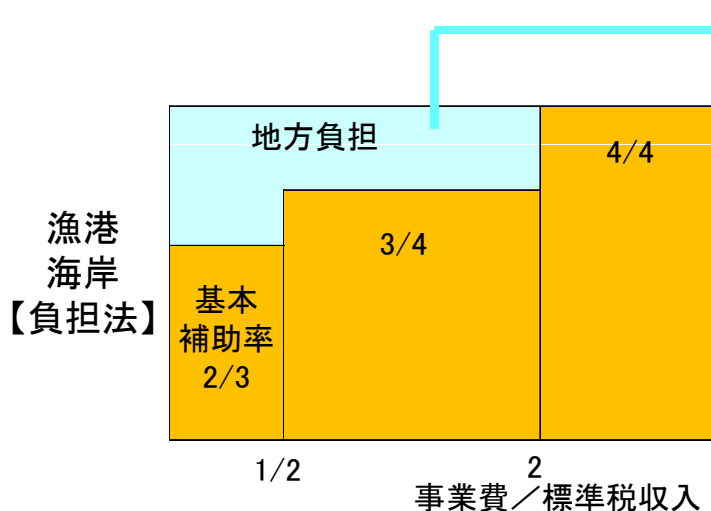


<主な事業>

区分	事業名	事業内容	事業主体	主な採択要件
復旧事業	漁港施設災害復旧事業	被災した漁港や海岸等の復旧	都道府県 市町村 国(代行) P. 6参照	都道府県の場合は工事費が120万円以上、市町村の場合は60万円以上
	漁業用施設災害復旧事業	被災した消波施設、水路、着定基質等の漁業用施設の復旧	都道府県 市町村	工事費が40万円以上
	直轄漁港災害復旧事業	国が整備した漁港施設が被災した場合の復旧	国	
関連事業	漁港施設災害関連事業	被災した漁港施設の災害復旧事業と一体的に実施し、再度災害の防止を図る事業	都道府県 市町村 国(代行) P. 6参照	都道府県の場合は工事費が800万円以上、市町村の場合は600万円以上
	災害関連漁業集落環境整備事業	被災した漁業集落環境施設の復旧	都道府県 市町村	受益戸数2戸以上、工事費が200万円以上
	災害関連緊急大規模漂着流木等処理対策事業	海岸保全施設に漂着したゴミや流木等の除去	都道府県 市町村	漂着量が1000m ³ 以上 工事費が200万円以上

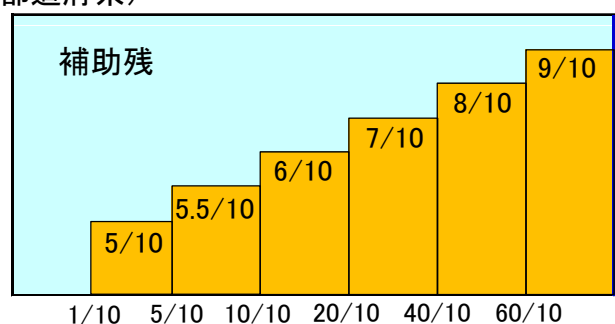
<補助率>

一般災害における国庫補助

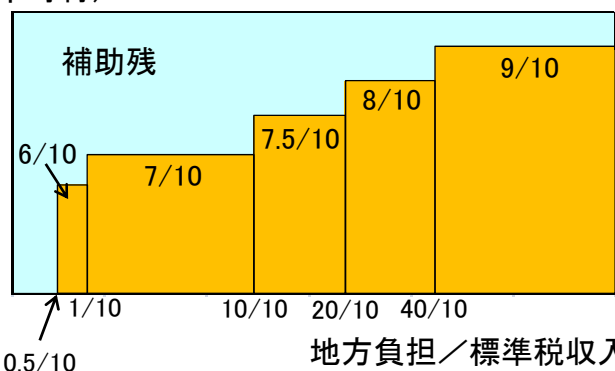


激甚災害における国庫補助

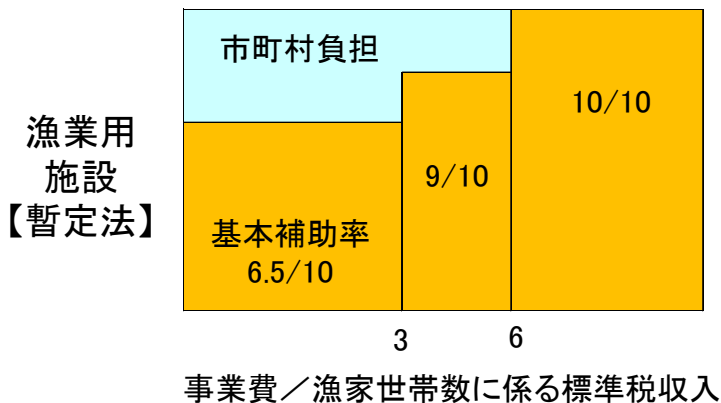
について、その年の激甚災害の復旧事業等に係る負担額を基に補助率を嵩上げ(都道府県)



(市町村)



一般災害における国庫補助



＜地財措置＞

漁港・海岸施設は補助残の100%、漁業用施設は補助残の80%について、

災害復旧事業債（交付税算入率95%）

の充当が認められています。

事業実施箇所（イメージ）



＜お問い合わせ窓口＞

水産庁漁港漁場整備部防災漁村課 03-3502-5638(直通)

特例措置①

漁港、海岸等の復旧を国又は県が被災地方公共団体に代わって実施する代行制度等を創設しました

＜対象施設＞

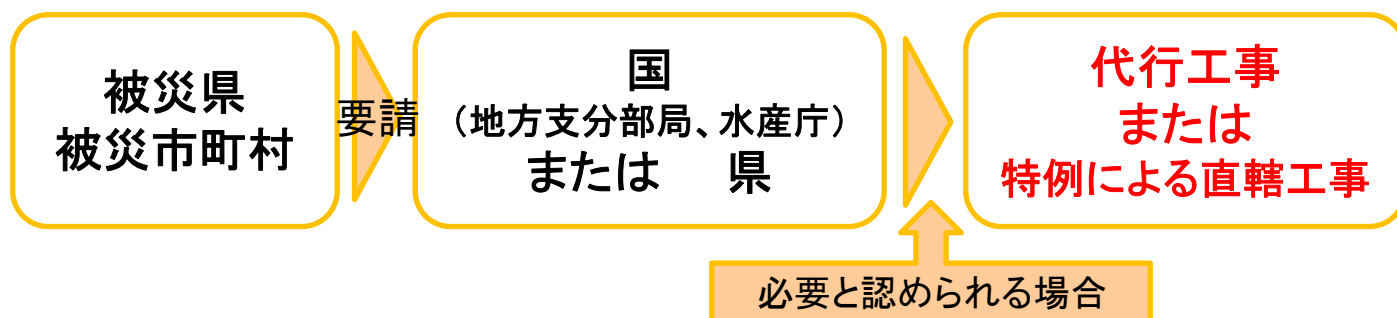
漁港、海岸、地すべり防止施設、治山施設

＜制度概要＞

- 次の場合に、国又は県が被災地方公共団体に代わって、もしくは国が直轄事業の特例により、公共土木施設の災害復旧事業及び災害関連事業を実施します。

- ・ 被災地方公共団体からの要請があること
- ・ 実施体制その他の地域の実情を勘案して必要があると認められること

※ 詳細はお問い合わせ窓口までご連絡下さい。



＜お問い合わせ窓口＞

○漁港	水産庁漁港漁場整備部防災漁村課	03-3502-5638
○海岸	農村振興局整備部防災課	03-6744-2199
	水産庁漁港漁場整備部防災漁村課	03-3502-5638
○地すべり防止施設	農村振興局整備部防災課	03-3502-6430
	林野庁森林整備部治山課	03-3502-8208
○治山施設	林野庁森林整備部治山課	03-6744-2308

<対象工事>

漁 港

① 対象工事

第3種漁港における漁港漁場整備法（昭和25年法律第137号）第3条に規定する基本施設又は漁港の利用及び管理上重要な輸送施設の災害復旧等に関する工事

② 実施主体

市町村→県（代行）、県→国（代行）

※ 補助率等はP.4をご覧ください。



海 岸

① 対象工事

海岸法（昭和31年法律第101号）第2条第1項に規定する海岸保全施設の災害復旧等に関する工事

② 実施主体

市町村→県（代行）、市町村・県→国（代行）

※ 補助率等はP.4（又はP.20）をご覧ください。



地すべり防止施設

① 対象工事

地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）第2条第3項に規定する地すべり防止施設の災害復旧等に関する工事

② 実施主体

県→国（代行）

※ 補助率等はP.20（又はP.23）をご覧ください。



治山施設

① 対象工事

森林法（昭和26年法律第249号）第41条第3項に規定する保安施設事業に係る災害復旧等

② 実施主体

国（直轄事業の特例により施行）

※ 補助率等はP.23をご覧ください。



集落排水施設の復旧を高い補助率 で実施できる制度を創設しました

＜制度の概要＞

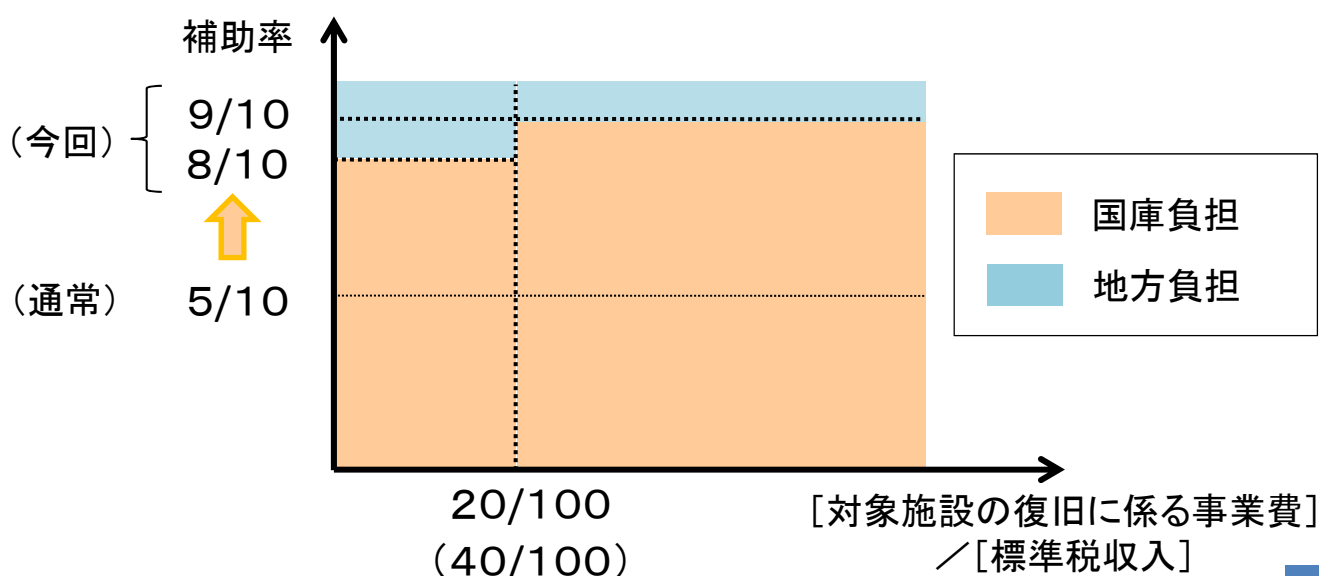
- 特定被災地方公共団体※が下記対象施設を復旧する際の国庫補助率に特例規定を設けました。

- ・ 高率補助の対象となる施設
集落排水施設、街路、改良住宅、上水道、簡易水道、工業用水道、一般廃棄物処理施設、交通安全施設

※ 東日本大震災による被害を受けた、青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県、栃木県、千葉県、新潟県及び長野県並びにこれらの県内で被害が大きいと認められた市町村

- 標準税収入に対する上記対象施設毎の復旧事業費の総額が、
20%（40%）までの部分については、**補助率 8/10**
20%（40%）を超える部分については、**補助率 9/10**
となります。（（ ）内は県の場合）

補助率は、8 / 1 0 以上 9 / 1 0 未満



＜事業内容＞

- 被災した農業・林業・漁業集落排水施設を原形復旧します。

＜採択要件＞

- 東日本大震災により被災した農地・農業用施設・林業施設・漁港等の災害復旧事業実施区域と同じ地域であって次の全てを満たすもの。
 - ① 受益戸数が2戸以上。
 - ② 工事費が200万円以上。
 - ③ 次のいずれにも該当しないこと。
 - ・ 維持工事とみるべきもの
 - ・ 明らかに設計の不備又は工事の施行の粗漏に基因するもの
 - ・ はなはだしく維持管理の義務を怠ったことに基因するもの
 - ・ 本事業以外の事業施行中に生じた災害によるもの

＜お問い合わせ窓口＞

農業集落排水施設：農村振興局整備部農村整備官
集落排水事業班 TEL03-6744-2200（直通）

林業集落排水施設：林野庁森林整備部整備課
災害対策班 TEL03-6744-2304（直通）

漁業集落排水施設：水産庁漁港漁場整備部防災漁村課
災害調整班 TEL03-3502-5638（直通）

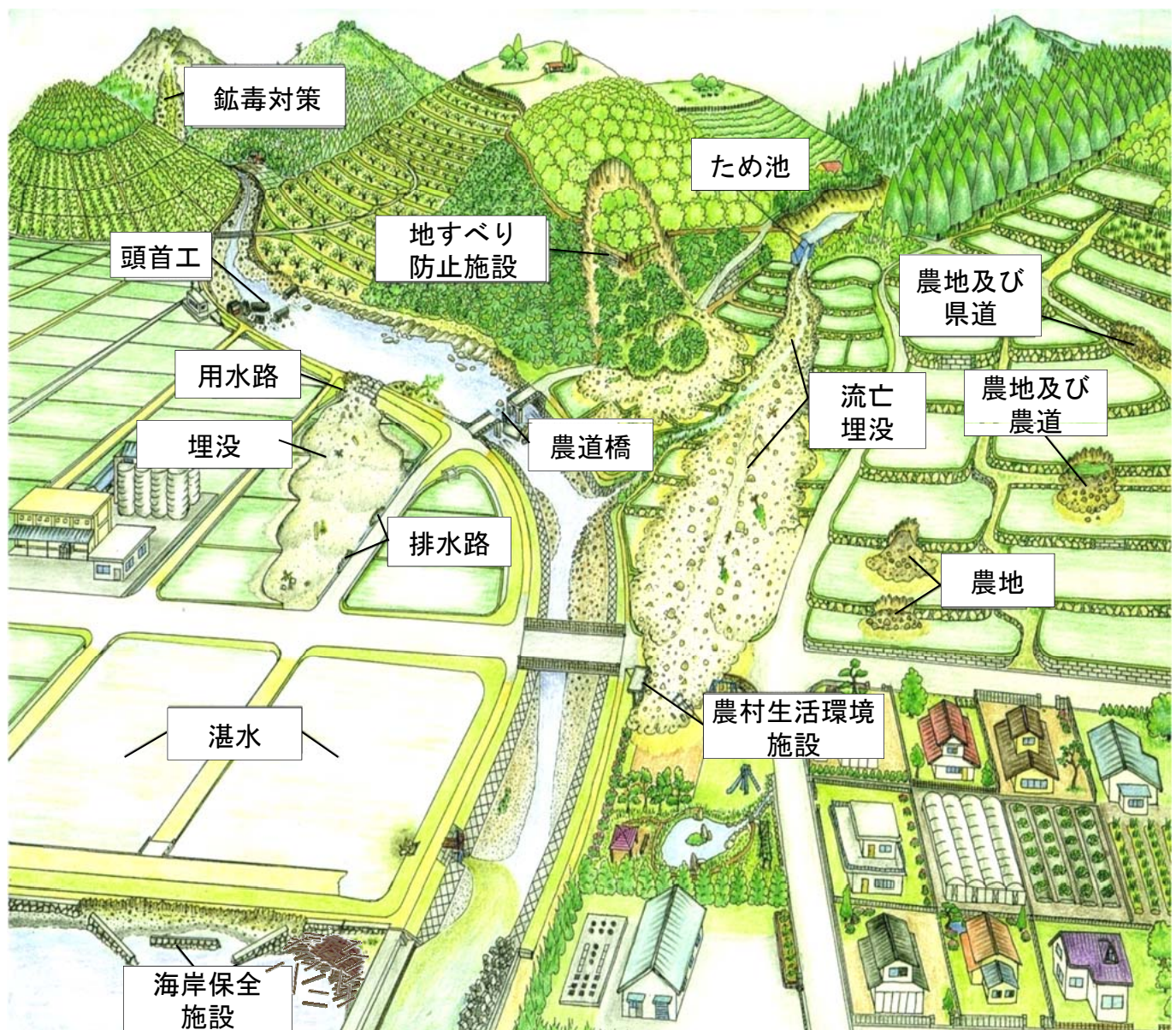
農地・農業用施設の復旧 を支援します

<対象施設>

農地（耕作の用に供されている土地、現に耕作している土地）
農業用施設（ため池、頭首工、水路、農道、揚水機、堤防、
【暫定法】 橋梁、農地保全施設）

<対象となる条件>

- ① 受益戸数が2戸以上の施設であること
 - ② 1箇所の工事費※が40万円以上のもの
- ※ 同じ種類の施設が被災した場合で、その被災箇所が
150m以内の間隔で連続しているものは合算可能



排水機場が復旧するまでの間、 農地を含む地域の排水を 緊急的に行います

<事業内容>

- ① 津波により湛水した農地からの緊急的な排水
- ② 被災した排水機場が復旧するまでの地域の排水に必要となる、災害応急用ポンプ等の配備、運用の一切を、国が全額負担して実施します。

<開始手続き>

手続きは簡単です

県・市町村
土地改良区

申請

東北農政局
土地改良技術事務所



農地の湛水を早く
解消して欲しい



国がポンプの
設置、運転管理
を行います



排水機場が復旧
するまで、仮設
ポンプで排水して
欲しい



<お問い合わせ窓口>

東北農政局土地改良技術事務所 施設・管理課 電話022-295-5547

除塩事業を創設しました

＜事業内容＞

- 東日本大震災に伴う津波により、海水が農用地に浸入し塩害が生じている場合に、除塩事業を実施します。

（対象となる主な工種）

- ・ かんがい排水施設の新設
- ・ 揚排水機の運転経費
- ・ 石灰等の施用及び耕起・碎土
- ・ 排土、客土

＜事業実施主体＞

- 国、都道府県、市町村、土地改良区

＜実施要件＞

- 塩分濃度が**0.1%**以上の農用地
（畑作地にあっては**0.05%**以上）

※ 塩分濃度は事業実施主体が専用機器を用いれば、容易に現場で測定できます。

- 1箇所の工事費が40万円以上のもの
- 国が事業実施主体の場合、面積**20ha**以上

作付けできない。

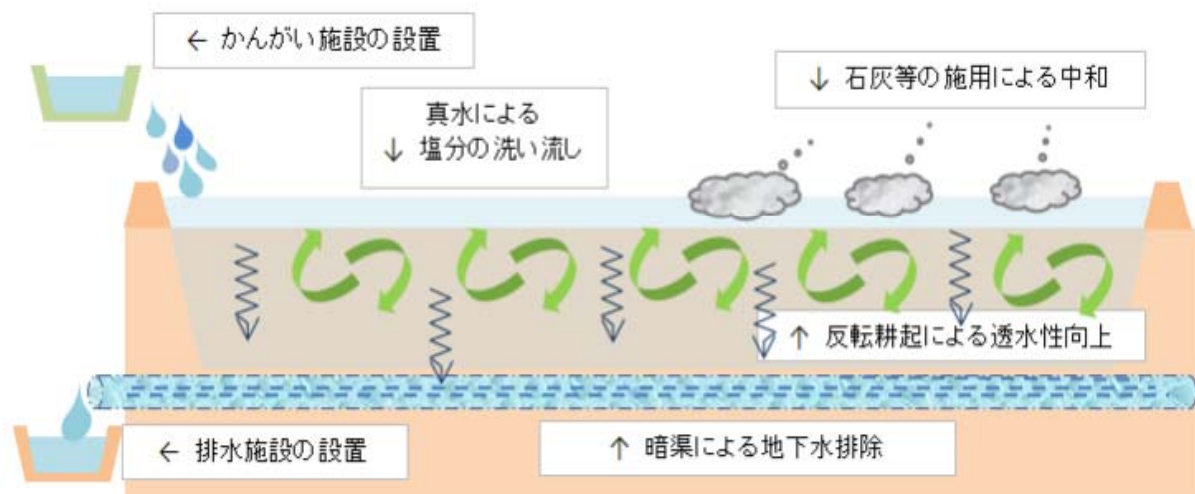


【海水がたまった水田】排水、注水、攪はんを繰り返して、水稲の生育に影響がない塩分濃度まで除塩します。

<補助率>

9/10

<除塩対策のイメージ図>



<お問い合わせ窓口>

農村振興局整備部防災課 03-6744-2211

津波による災害に対処するため 農地・農業用施設の復旧制度 を拡充しました

＜拡充内容＞

- 土地改良法特例法に基づき、災害復旧と併せて行う区画整理や施設の改良に激甚法と同等の嵩上げ※が適用されることとなりました。

※ 詳しい内容についてはP. 19をご覧ください。

- 国が実施主体となって農地の復旧や施設の改良を行うことが可能になりました。

事業主体	対象		国庫負担 嵩上げ
都道府県等	農地	災害復旧	有
		災害復旧と併せて行う区画整理	有
	農業用施設	災害復旧	有
		災害復旧と併せて行う改良	有
国	農地	災害復旧	有
		災害復旧と併せて行う区画整理	有
	農業用施設	災害復旧	有
		災害復旧と併せて行う改良	有

※着色部が今回の拡充箇所

＜お問い合わせ窓口＞

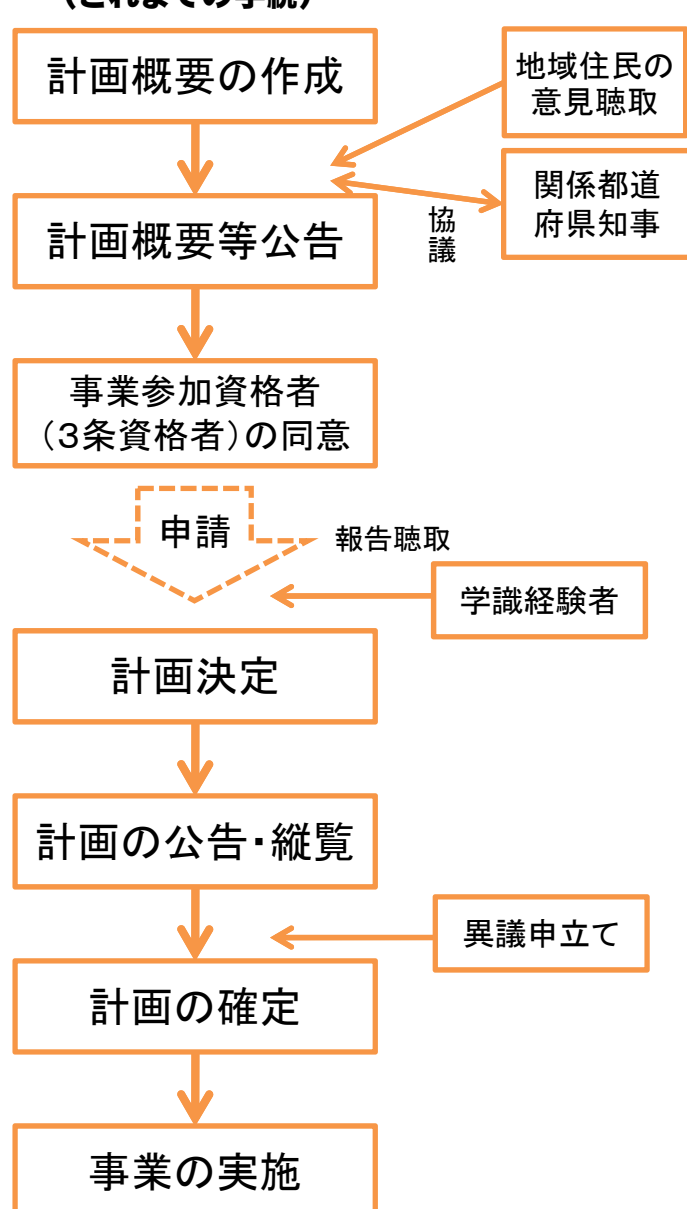
農村振興局整備部防災課 03-6744-2211

津波による災害に対処する 土地改良事業の開始手続きを 簡素化しました

＜拡充内容＞

- 土地改良法特例法に基づき、災害復旧事業と併せて行う土地改良施設の変更、区画整理等の事業を、国又は都道府県が**申請によらず**行うことができるようになりました。これまで申請人が行う必要があった手続を国・都道府県が実施します。

(これまでの手続)



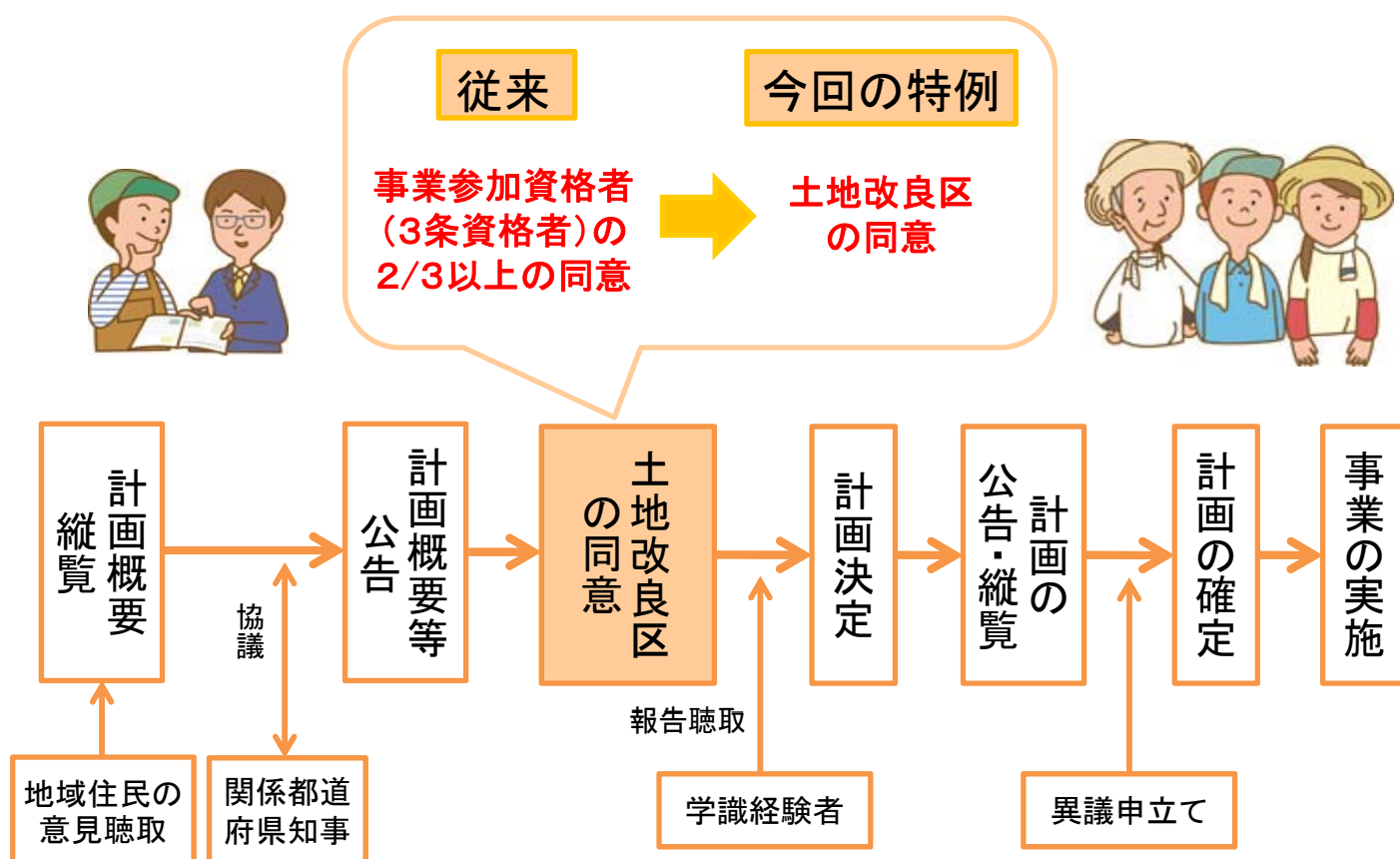
この部分の手続を
国・都道府県が農家
に代わって実施します。

同意徴集等を国又は都道府県が行うことで、被災地の農家の皆様に負担をかけることなく事業を開始します。



この部分の手続は従来どおり国・都道府県が実施します。

- **土地改良施設の変更に係る農地所有者等同意徴集の手続きについて、組合員の権利や利益を侵害するおそれがない場合には、土地改良区の同意をもってこれに代えることができるようになりました。**



※ ただし、区画整理については従来どおり3条資格者の2/3以上の同意が必要です。

＜お問い合わせ窓口＞

農村振興局整備部土地改良企画課 03-6744-2187

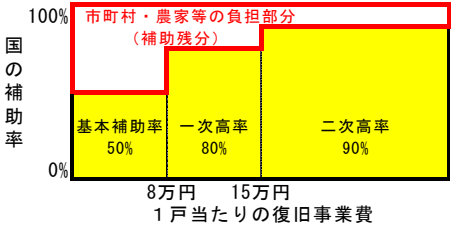
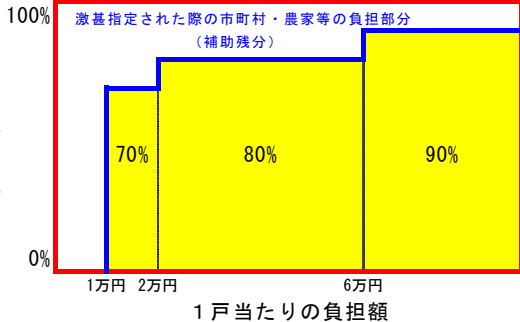
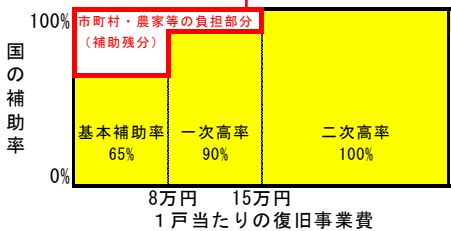
<主な事業>

区分	災害復旧事業	概要等	事業実施主体	主な採択要件
本 災	直轄災害復旧事業	国で造成した農業用施設が被災した場合の復旧（完了地区を含む）	国	実施中の地区においては、事業費が500万円以上（1箇所75万円以上のもの）であり、かつ基本事業の当該年度残事業費の1%を超えるもの 完了地区においては1箇所の事業費が2,000万円以上のもの
	農地災害復旧事業	被災した農地の復旧	〔国〕、都道府県、市町村、土地改良区等	1箇所の工事費が40万円以上のもの
	農業用施設災害復旧事業	被災した水路、ため池、農道等の農業用施設の復旧	〔国〕、都道府県、市町村、土地改良区等	1箇所の工事費が40万円以上のもの
	海岸保全施設災害復旧事業	海岸保全区域内の海岸保全施設の災害復旧	都道府県、市町村 国【代行】P6参照	1箇所の工事費が120万円以上。ただし、政令指定都市以外の市町村は60万円以上のもの
関 連 災	農地災害関連区画整備事業	農地復旧と併せて実施する区画整理	〔国〕、都道府県、市町村、土地改良区等	再度災害防止のために行うものであって、受益戸数2戸以上、工事費400万円以上、復旧事業の被災面積・復旧工事費以内、他の改良計画が無く、事業効果大のもの
	農業用施設災害関連事業	農業用施設復旧と併せて実施する改良工事	〔国〕、都道府県、市町村、土地改良区等	工事費200万円以上、かつ復旧工事費以内、他の改良計画がなく、効果大のもの
	海岸保全施設災害関連事業	海岸保全施設の災害復旧に併せて行う当該被災又は一連の施設整備	都道府県、市町村 国【代行】P6参照	1箇所の工事費が600（県、指定都市800）万円以上、かつ復旧工事費を超えないものであって、他の改良計画がなく、効果大のもの
	災害関連農村生活環境施設復旧事業	農地等復旧と関連して実施する生活環境施設の復旧	市町村、土地改良区等	1箇所の工事費が200万円以上、かつ受益戸数2戸以上であって、維持工事、維持管理不良、設計・施工不良、他の事業の施工中に生じたものでないもの

注：〔 〕内は土地改良法特例法に基づき、津波の被害に対処するための事業の場合

<補助率>

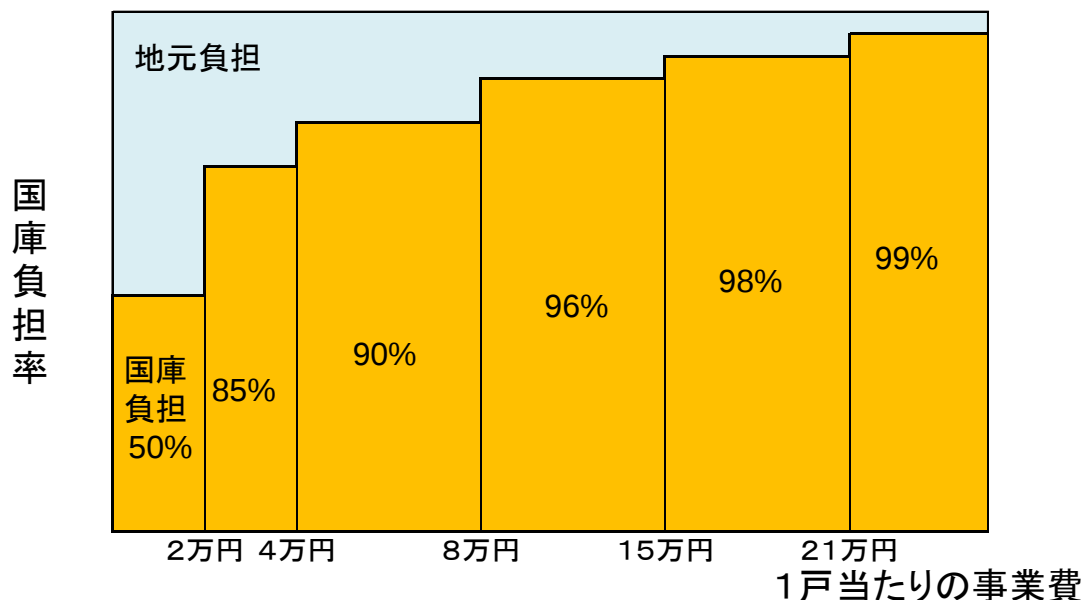
1. 農地・農業用施設【暫定法】

補 助 事 業	区 分	暫定法補助率			激甚法補助率高上げ		
		通常補助率	単年災害高率補助率				
			一次高率	二次高率			
		1戸当たり事業費 (総事業費／耕作 者実数)が8万円 までの部分	1戸当たり事業費 が8万円を超え15 万円までの部分	1戸当たり事業費 が15万円を超える 部分	1戸当たり負担額 が1万円を超え2 万円までの部分	1戸当たり負担額 が2万円を超え6 万円までの部分	1戸当たり負担額 が6万円を超える 部分
農 地		50% (沖縄80%)	80%	90%	70%	80%	90%
	農業用施設	65% (沖縄80%)	90%	100%	70%	80%	90%
助 事 業	○農地				1戸当たりの負担額(左図赤囲い部「市町村・農家等の負担部分」)について、下図の補助率を適用 		
	○農業用施設						
	注1. 暫定法補助率の算定の場合の市町村ごとの1戸当たりの事業費は災害関連事業を除いたもので算出する。 注2. その年を含む過去3カ年に発生した災害により甚大な被害を受けた地域においては、連年災害による補助率の特例がある。				注. その年の発生災害のうち、激甚災害に係る災害復旧事業について暫定法により算定された補助残額及び災害関連事業の補助残額の総額が1戸当たり2万円以上の市町村について、上記区分により適用される。		
直 轄 事 業	区 分	土地改良法国庫負担率					
		通常補助率	一次高率	二次高率			
		1戸当たり事業費 (総事業費／耕作 者実数)が8万円 までの部分	1戸当たり事業費 が8万円を超え15 万円までの部分	1戸当たり事業費 が15万円を超える 部分			
農 業 用 施 設		65% (北海道、離島、奄美 85%) (沖縄 90%)	90%	100%			

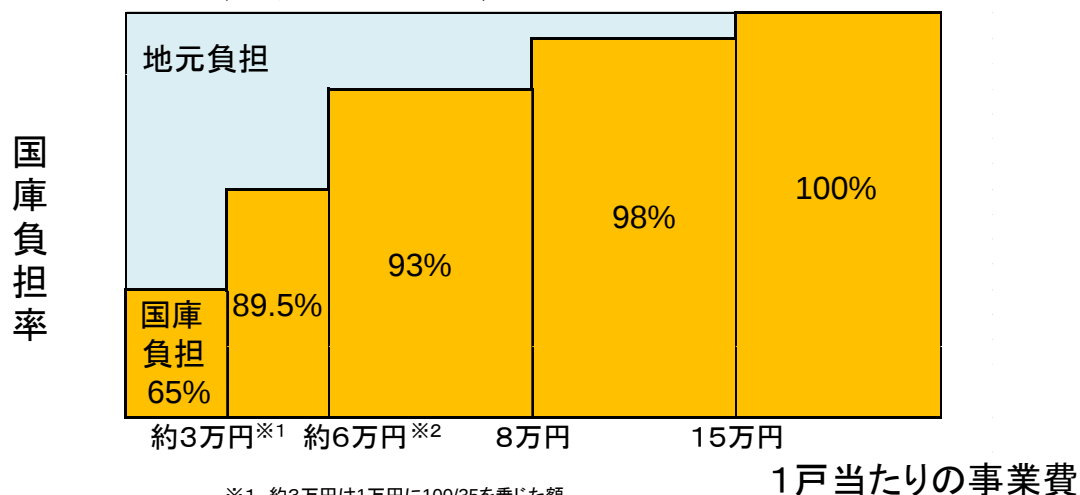
2. 津波による災害に対処するための農地・農業用施設の国庫負担率

〔土地改良法特例法に基づき、災害復旧と併せて行う区画整理や農業用施設の改良に激甚法と同等の嵩上げが適用される場合〕

○災害復旧（農地）



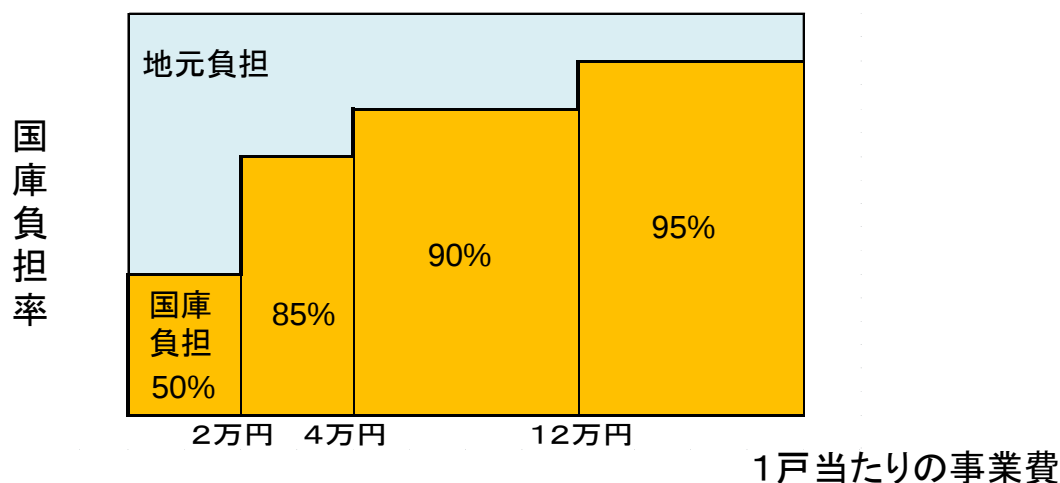
○災害復旧（農業用施設）



※1 約3万円は1万円に100/35を乗じた額

※2 約6万円は2万円に100/35を乗じた額

○災害復旧と併せて行う区画整理・農業用施設の改良

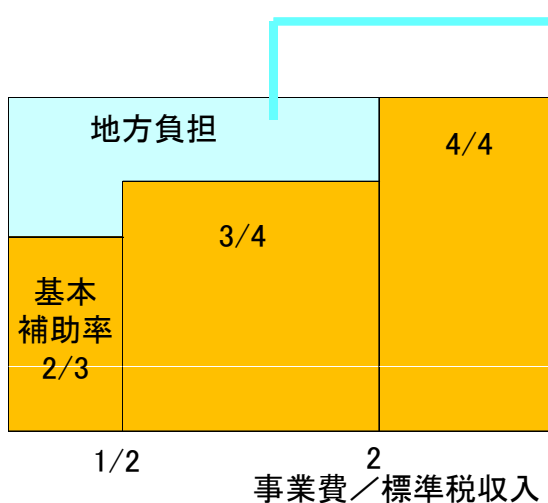


3. 海岸保全施設・地すべり防止施設【負担法】

補助 率 及 び 直 轄 事 業	負 担 法 国 庫 負 担 率			激 甚 法 国 庫 負 担 率 嵩 上 げ				
	通 常 国 庫 負 担 率			区 分	事 業 ご と の 負 担 合 計 額			国 庫 負担率
	標準税収入の1/2に相当するまでの事業費	標準税収入の1/2を超え2倍に達するまでの事業費	標準税収入の2倍を超える事業費	都 道 府 県	標準税収入の 10/100を超え 50/100までの額			50
	2/3	3/4	4/4		〃 50/100 〃 100/100 〃	55		
					〃 100/100 〃 200/100 〃	60		
					〃 200/100 〃 400/100 〃	70		
					〃 400/100 〃 600/100 〃	80		
					600/100を超える額			90
	1. 事業費は、その年に発生した災害の災害復旧事業費の総額をいい、標準税収入は、その年の当該地方公共団体の標準税収入をいう。 2. 北海道、離島、奄美、沖縄、小笠原諸島については、通常国庫負担率により算出した率が4／5に満たない場合は4／5とする。 3. その年を含む過去3カ年に発生した災害により甚大な被害を受けた地域においては、連年災害による負担率の特例がある。			市	標準税収入の 5/100を超え 10/100までの額			60
					〃 10/100 〃 100/100 〃	70		
町				〃 100/100 〃 200/100 〃	75			
				〃 200/100 〃 400/100 〃	80			
村				〃 400/100を超える額	90			
事業毎の負担合計額とは、その年の激甚災害に係る事業毎の地方公共団体の負担額をいい、標準税収入とは、その年の当該地方公共団体の標準税収入をいう。								

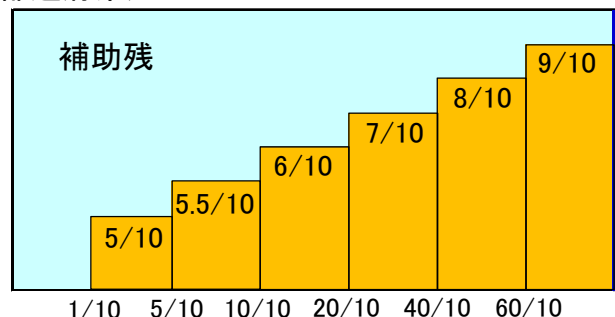
事業毎の負担合計額とは、その年の激甚災害に係る事業毎の地方公共団体の負担額をいい、標準税収入とは、その年の当該地方公共団体の標準税収入をいう。

一般災害における国庫補助

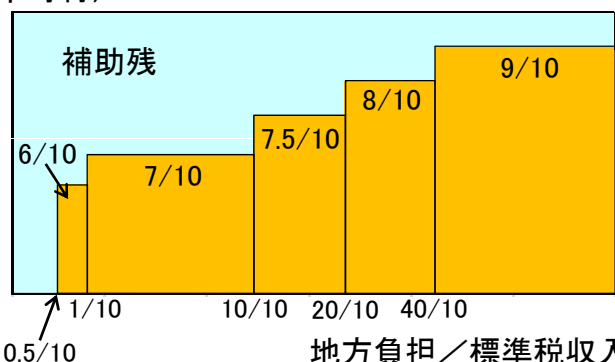


激甚災害における国庫補助

について、その年の激甚災害の復旧事業等に係る負担額を基に補助率を嵩上げ（都道府県）



（市町村）



4. 災害関連事業の負担率及び補助率の嵩上げ

災害関連事業のうち、激甚法の適用を受ける事業の負担率及び補助率の嵩上げは、農業用施設に係るものにあつては上記1、海岸保全施設、地すべり防止施設に係るものにあつては上記3による。

<地財措置>

農地・農業用施設災害復旧事業関係

区分		対象施設等	起債充当率(%)		元利償還金に対する 地方交付税等の措置 (基準財政需要額 算入率(%))	備 考	
				現年			過年
災 害 復 旧 事 業 債	補助災害	農地・農林漁業施設		80	70	95	注 1. 起債充当率の欄は100%のものを除き、各充当率に「おおむね」を付するものである。 注 2. 補助災害は、事業主体が都道府県又は市町村の場合に限り、国庫補助残額についての起債が認められる。 注 3. 農地等小災害は、1箇所の事業費が13万円以上40万円未満の激甚災害で事業費の合計額が800万円を超え、かつ農地等小災害債の起債1件限度額を超える市町村が対象となる。 注 4. 災害関連事業のうち、※印については、地方債、事業費補正の充当残が農業行政費等の単位費用に含まれる。 注 5. 補助災害・直轄災害・災害関連(農地災害関連区画・農村生活環境、鉱毒対策は除く。)の現年災分については、特別交付税の対象となっている。
		公共土木施設		100	90		
	単独災害	農林漁業施設	65			47.5～85.5〔財政力補正〕	
		公共土木施設	100				
	農地等小災害	農地 1戸当たり2万円以下	50			100	
		〃 超	74				
		農林業施設 1戸当たり2万円以下	65				
		〃 超	80				
	公共土木施設等小災害	公共土木施設	100			66.5～95.0〔財政力補正〕	
	直轄災害	農業用施設		80	70	95	
		地すべり防止施設		100	90		
災害関連(公営企業債)	集落排水施設	100			50(特別交付税)		
公 共 事 業 等 債	災害関連 上段:財源対策債等分 下段:通常分	農業用施設※ ため池※ 農地災害関連※	}	40 50	40 50	50 0	
		海岸保全施設※		40 50	40 50		
		地すべり防止施設※		40 50	40 50		
		災害関連緊急地すべり 直轄災害関連緊急地すべり	}	10 80	- -	50 57	
		災害関連緊急大規模漂着流木等処理対策※		40 50	- -	50 0	
		鉱毒対策※		40 50		50 0	

表中の数値は従来制度によるものであり、平成23年度第1号補正に関する地財措置においては、検討中のものがあります。詳しくはお問い合わせ窓口までご連絡ください。

<お問い合わせ窓口>

○ 事業に関すること

農村振興局整備部防災課 03-3502-6361

○ 地財措置に関すること

設計課 03-3595-6338

山林施設の復旧を支援します

<対象施設>

林地荒廃防止施設 溪間工事（治山ダム工等）

山腹工事（土留工等）

防災林造成工（防潮工等）

地すべり防止施設（集水井工、アンカー工等）

【負担法】

林道施設 【暫定法】

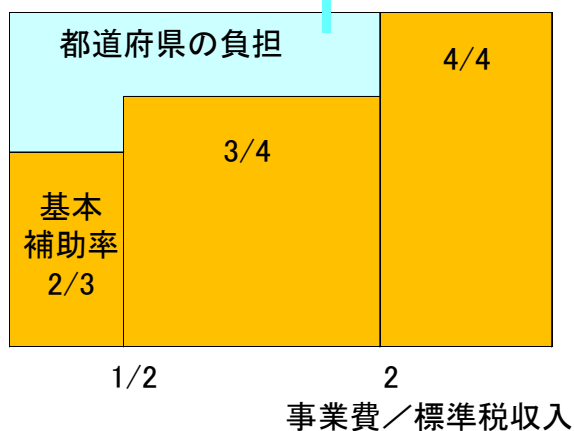
<主な事業>

区分	事業名	事業内容	事業主体	主な採択要件
復旧事業	治山施設災害復旧事業	被災した林地荒廃防止施設等の復旧	都道府県	工事費が120万円以上
	林道施設災害復旧事業	被災した林道施設の復旧	都道府県、市町村、森林組合等	工事費が40万円以上
関連事業	治山施設災害関連事業	林地荒廃防止施設等の復旧と併せて実施する改良事業	都道府県	全体工事費のうち災害関連工事費の占める割合が5割以下であり、かつ、災害関連事業の工事費が800万円以上
	災害関連緊急治山事業	災害により発生又は拡大した荒廃山地等で、緊急に行う復旧整備	都道府県	事業費が600万円超
	林地崩壊防止事業	激甚災害の指定に伴い実施する、再度災害防止のための復旧整備	市町村	事業費が200万円以上
	災害関連山村環境施設復旧事業	被災した山村環境施設の復旧	都道府県、市町村、森林組合等	受益戸数2戸以上 工事費が200万円以上

<補助率>

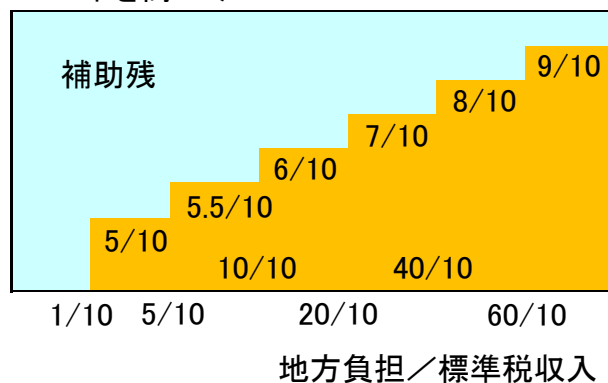
一般災害における国庫補助

林地荒廃
防止施設
地すべり
防止施設
【負担法】

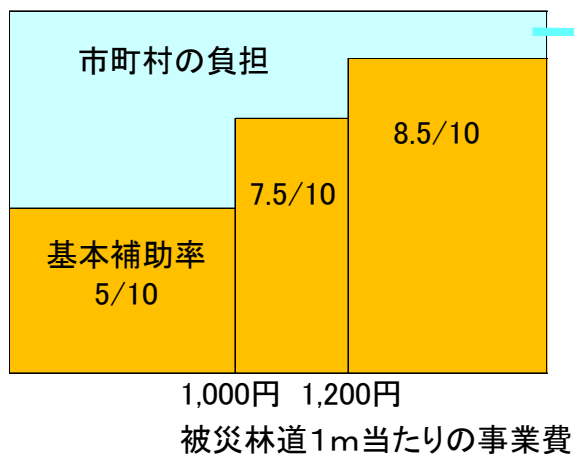


激甚災害における国庫補助

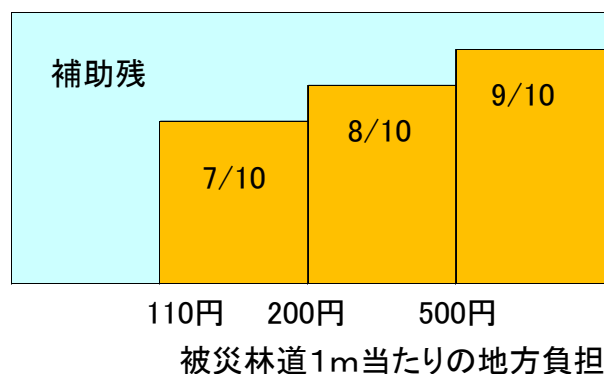
について、その年の激甚災害の復旧事業等に係る負担額を基に補助率を嵩上げ



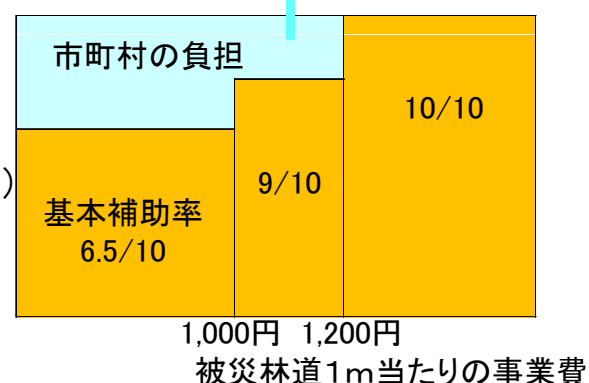
林道
(その他)
【暫定法】



について、被災林道1m当たりの負担額に基に補助率を嵩上げ



林道
(奥地幹線)
【暫定法】



<地財措置>

林地荒廃防止施設等【負担法】は補助残の100%、
林道【暫定法】は補助残の80%について、

災害復旧事業債（交付税算入率95%）

の充当が認められています。

<事業実施箇所（イメージ）>

地震・津波
緊急対策



被災した防潮工を復旧



激しい揺れにより被災した林道の復旧



地震により発生した崩壊箇所を緊急に復旧整備

<お問い合わせ窓口>

○林地荒廃防止施設等の災害復旧について

・林野庁森林整備部治山課 TEL 03-3501-4756（直通）

○林道の災害復旧について

・林野庁森林整備部整備課 TEL 03-3502-8064（直通）

災害復旧事業に関する資料を農林水産省 ホームページに掲載しています。

■漁港施設の災害復旧事業

http://www.jfa.maff.go.jp/j/gyoko_gyozyo/g_zigyo/saigai/

- ・ 水産関係土木施設等災害復旧事業の制度
- ・ 漁港や海岸の災害復旧(公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法)
- ・ 消波堤や荷さばき所の災害復旧
(農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律)
- ・ 水産関係土木施設等災害復旧簡単マニュアル(発災から査定まで)
- ・ 激甚災害制度の概要
- ・ 激甚災害制度の解説書(水産関係土木施設等)

このほかにも掲載しています。

お問い合わせ先

水産庁漁港漁場整備部防災漁村課
ダイヤルイン:03-3502-5638

■農地・農業用施設の災害復旧事業

http://www.maff.go.jp/j/nousin/bousai/bousai_saigai/b_hukkyuu/index.html

災害復旧事業制度の概要

- ・ 農地・農業用施設の災害復旧事業とは？
- ・ 速やかな復旧に向けて(農地・農業用施設災害復旧事業のあらまし)
- ・ 災害復旧の円滑な実施のために(災害復旧の実務)

災害復旧への支援

- ・ 農業農村災害緊急派遣隊(水土里(みどり)災害派遣隊)について
- ・ 農村災害ボランティアについて

このほかにも掲載しています。

お問い合わせ先 農村振興局整備部防災課

ダイヤルイン:03-3502-6361

■山林施設の災害復旧事業

<http://www.rinya.maff.go.jp/j/saigai/kanpa/index.html>

治山施設災害復旧事業等

<http://www.rinya.maff.go.jp/j/saigai/joho/index.html>

災害情報

- ・ 林野関係被害について
- ・ 災害の対応等について

お問い合わせ先

林野庁森林整備部治山課

ダイヤルイン:03-3501-4756

林野庁森林整備部整備課

ダイヤルイン:03-6744-2304